

《史料研究》

「歴史科専門委員会報告」に関する一考察

茨木 智志

はじめに

本稿の目的は、歴史科専門委員会の活動を示す「歴史科専門委員会報告」に述べられている記録の意味を再検討することにある。

歴史科専門委員会とは、1945年12月末に歴史教科書改訂のために文部省内に組織された10人ほどの歴史学の権威を構成員とする委員会である。

この委員会を背景に、文部省図書監修官であった豊田武が1946年度用の暫定国史教科書草案を執筆したが、占領軍（CIE教育課）に拒否され、1946年5月に新たに集められた執筆者たちが、戦後の歴史教育を象徴する『くにのあゆみ』などを作成することになる。

以下、歴史科専門委員会に関する史料と回想、先行研究を整理した上で、「歴史科専門委員会報告」の具体的な記録に沿って、その活動を検討していきたい。

1. 歴史科専門委員会に関する史料と回想

1-1. 歴史科専門委員会に関する史料

戦後教育において重要な位置を占め、研究者からも注目を集めてきた歴史科専門委員会であるが、その活動を記録した一次史料は、タイプ印刷4頁の「歴史科専門委員会報告¹⁾」のみである（稿末の史料参照）。

関連した史料としては、文部省教科書局長・有光次郎が残した日記に歴史科専門委員会を含めた「教科書改訂」全般に関わる教科書局の動きが記録されている²⁾。また占領軍側での対応を示す史料としては、民間情報教育局（CIE）教育課で教科書等の担当をしていたトレーナー（Joseph C. Trainor）の文書が残されている³⁾。

¹⁾ 「歴史科専門委員会報告」（『戦後教育資料』II-124、国立教育政策研究所附属図書館）。

²⁾ 有光次郎著・楠山三香男編『有光次郎日記』、第一法規、1989年。

³⁾ Joseph C. Trainor Collection は『トレーナー文書』として国立国会図書館憲政資料室等で複写

1-2. 歴史科専門委員会に関する回想

占領軍側の回想としては、上述のトレーナーが回想録を 1952～53 年に執筆している⁴。その中で『くにのあゆみ』作成の担当者として、編纂に至るまでの保守的で障壁となっていた歴史科専門委員会について言及し、対応に苦慮した様子が述べられている。

文部省側の回想も『くにのあゆみ』に関連した回想の中で、歴史科専門委員会について述べられている。

歴史科専門委員会に関わる一番具体的な記述を残しているのは、図書監修官補であった岸重郎の回想である⁵。『くにのあゆみ』誕生を読売新聞が取材する中で、豊田武のもとで暫定歴史教科書編纂に携わった経験を述べている。『暫定初等科国史』に関して、岸の所蔵していた和辻哲郎の書き込みがある教科書草案や津田左右吉からの手紙などが紹介された⁶。

前述の有光次郎は、ある座談会の中で歴史科専門委員会に簡単に触れている⁷。

また図書監修官として暫定国史教科書の草案を執筆した豊田武にも座談会での発言と回想が残されている⁸。なお豊田が生前に述べてきた暫定初等科国史に関する説明は、事実を正確に伝えていなかったと現在では見なされている。

なお、歴史科専門委員による回想等は確認していない。

2. 歴史科専門委員会に関する先行研究

「歴史科専門委員会報告」の内容を詳しく紹介して、戦後教育史研究の中に位置づけたのは 1980 年代の久保義三氏の研究に始まる⁹。占領軍の史料を活用した研究

を所蔵。なお原史料所蔵者は米国スタンフォード大学フーバー研究所である。

⁴ Joseph C. Trainor, *Educational Reform in Occupied Japan Trainor's Memoir*(占領下日本の教育改革—トレーナー回想録—), Meisei University Press, 1983.

⁵ 読売新聞戦後史班『教育のあゆみ』読売新聞社、1982年、298頁以下。

⁶ 和辻哲郎の書き込みがある教科書草案や津田左右吉からの手紙は、同上書で一部が紹介されたが、その全体は高橋史朗、ハリイ・レイ『占領下の教育改革と検閲—まぼろしの歴史教科書—』(日本教育新聞社、1987年)に収められている。

⁷ 「座談会 戦後国史教育の再開をめぐる—有光次郎先生に聞く—」『歴史と地理(日本史の研究)』316号、山川出版社、1981年9月。なお有光次郎には1968年に行なった詳細なインタビューの記録があるが、歴史科専門委員会に関する言及はない(『有光次郎氏談話速記録 内政史研究資料第64、65集』内政史研究会、1968年)。

⁸ 「座談会 戦後教科書物語—検定制度発足まで—」『季刊歴史教育研究』19号、歴史教育研究所、1961年4月。「随想 占領直後の教科書編修」『中等教育資料』351号、文部省、1976年。「私の歴史研究の足跡」『豊田武博士年譜及著作目録』1983年(豊田武著作集第8巻別冊、吉川弘文館)。

⁹ 久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』三省堂、1984年。

の進展と軌を一にしている。

歴史科専門委員会に関しては、3つの側面からの研究が行なわれてきた。

第一は、国史（日本史）教育史の中での歴史科専門委員会の役割を追及した研究である。久保義三氏は「歴史科専門委員会報告」の記録に見られる委員会の保守的な性格から、新教科書作成の障害となったものと評価した¹⁰。ハリー・レイ氏は、暫定初等科国史の背景としての歴史科専門委員会を、岸重郎、西村巖（当時、文部省で翻訳を担当）、高橋昇らへのインタビューでの証言を基礎として位置づけている。歴史科専門委員会については、当時、豊田が原稿のうまく行かない原因として言及し、トレーナーも最大の障壁と見なしていたが、決して障害ではなかったと判断した¹¹。片上宗二氏は、編集の計画である「暫定歴史教科書編纂方針大綱」（1946年2月22日占領軍に提出）が歴史科専門委員会で原案を作成したことを推測している。そして暫定初等科国史の草稿に対しては、それほどの書き直しを求めなかったものと推測している。その理由として氏は、そうでなければ、豊田武がCIEの書き直し要求を斥け続け、津田左右吉からの厳しい意見に耳をかさなかったのかが理解できないと述べている。また和辻哲郎は批判的なコメントを残しているため、委員会で問題点の検討がなされなかったわけではないが、委員には守旧的な考え方の持ち主も何人か含まれており、それらの委員に押しきられたのではないかと推察している¹²。つまり多数の守旧派で構成された歴史科専門委員会は、神話を含んだ暫定初等科国史の草稿を書き直させないことで、背後から豊田を支持する役割を果たしたと評価した。

第二は、外国史（世界史）教育史の中の歴史科専門委員会の役割を追及した研究である。茨木智志は、世界史教育の成立過程を検討する中で、三教科停止指令にも含まれず、占領軍の許可を受けてすんなりと発行された暫定外国史教科書編纂の方針検討の過程を歴史科専門委員会に求め、外国史教科書が戦中と戦後とで変化した部分、変化しなかった部分の分析を行なった¹³。片上宗二氏は、より具体的に暫定外国史教科書の成立過程を提示した¹⁴。

第三は、戦前と戦後の歴史教育がもつ連続面の分析対象としての歴史科専門委員会を取り上げた研究である。この中で、梅野正信氏は、委員会を構成する委員に注

¹⁰ 同上書、208～209頁および久保義三『占領と神話教育』青木書店、1988年、105～107頁。

¹¹ ハリー・レイ「1946年暫定歴史教科書・苦悶の誕生（その一）（その二）」『占領教育史研究』第1・2号、明星大学占領教育史研究センター、1984～1985年（後に加筆されて高橋史朗、ハリー・レイ・前掲『占領下の教育改革と検閲—まぼろしの歴史教科書—』に所収）。

¹² 片上宗二『日本社会科成立史研究』風間書房、1993年、190頁および325～326頁。

¹³ 茨木智志『世界史教育の成立過程に関する一考察』筑波大学提出修士論文、1986年。同「成立過程における世界史教育の特殊性について」『筑波社会科研究』6号、1987年。同「敗戦直後の暫定外国史教科書について」『東京都立清瀬東高等学校紀要せせらぎ』第4号、1988年。

¹⁴ 片上宗二・前掲『日本社会科成立史研究』、288～297頁。

目し、歴史学の権威としての各委員たちによる戦前の言説から、戦後歴史教育における諸潮流の一角を担うことになる人的な系譜および歴史教育観の系譜を検討した¹⁵。

このように歴史教育における戦前と戦後に関わる重要な節目に位置する歴史科専門委員会に関わる重要な史料として「歴史科専門委員会報告」は存在する。ただし歴史科専門委員以外の誰が出席していたのか、誰が「報告」を執筆し、誰に何のために「報告」したのか、5回目以降の委員会の記録は存在しないのか、などの諸点については今後の研究の課題である。また歴史科専門委員会の行政的な位置づけ、「歴史科専門委員会報告」に9名が列挙されている委員の特定に関しても、先行研究の未だに及んでいない点が存在する¹⁶。

3. 「歴史科専門委員会報告」に見る歴史科専門委員会の活動

「歴史科専門委員会報告」には、第1回から第4回までの委員会の内容が簡潔に記されているが、それ以後の活動は明らかではない。久保氏がこの史料を引用しつつ、会議内容を簡単に紹介している¹⁷。

先行研究で紹介したように、この委員会を通過した国史の暫定教科書の原稿が占領軍に拒否されたことが一つの流れである。また、一方で、この委員会を通過した外国史の暫定教科書の原稿は、すんなりと占領軍の検閲を経て発行されることになる。

以下、「歴史科専門委員会報告」の記述を引用しながら、そこに書かれていることの意味を再確認していきたい。

3-1. 第1回専門委員会（1945年12月26日）

出席者は板沢武雄、肥後和男、龍肅、和田清、山中謙二の5名であった。有光次郎の日記では「歴史専門家打合せ PM1・30¹⁸」と記録されている。

¹⁵ 梅野正信『社会科歴史教科書成立史—占領期を中心に—』日本図書センター、2004年、33～42頁。

¹⁶ 歴史科専門委員会の行政的な位置づけ、委員の特定に関しては、歴史教育史研究会例会（2005年10月8日、立正大学）での研究発表（「敗戦直後の歴史科専門委員会に関する基礎的研究」）および教育史学会研究大会（同月9日、東北大学）での研究発表（「敗戦直後の文部省における教科書改訂構想—1946年1月公布の教科用図書委員会官制の検討過程に焦点を当てて—」）において、現時点での筆者の研究状況を提示した。これらの点については稿を改めたい。

¹⁷ 注10に同じ。

¹⁸ 有光次郎・前掲『有光次郎日記』、855頁。

まず文部省側からの説明が述べられている。

「文部省に於て終戦後新たに取決たる「国史教育の新方針」の説明が行はれ、終戦により、今後、新制教科書編纂の必要、而して、昭和二十一年四月新学期より使用せしむる歴史科の暫定教科書を応急に作成すべき事情の説明があり次に過般マ司令部に提出中の教科書、該司令部にて削除並に修正を示唆して返却し來たるものにつき報告を行ふ」

文部省は敗戦後、〈教科書改訂〉に精力的に取り組んできた。基本的には1945年度中は墨塗りなどで不適切な教材を削除することで授業を行ない、1946年度は「暫定教科書」を作成して対応し、1947年度から新しい教科書（ここで言う「新制教科書」）を使用する予定であった。ここでは、この「暫定教科書を応急に作成すべき事情」が説明されている。

戦時から平時への転換をいかに実現するかは教育の問題のみならず、政治的にも喫緊の問題とされた。特に国史教育は外務省からの圧力もあり、「国体護持」に関わる重要な要素として認識されていた。その対応の一つが国史教育の新しい方針を定めることであった。当初、新しい教科書の編纂方針は新しく組織される諮問機関（1946年1月に教科用図書委員会官制が公布される）で決定する方向であった¹⁹が、国史については1945年11月において文部省の省議で決定されていた。「国史教育の新方針」はこれを指している。

引用の後半部分で「過般マ司令部〔マッカーサー司令部：茨木〕に提出中の教科書、該司令部にて削除並に修正を示唆して返却し來たるものにつき報告を行ふ」とある。これは、CIE教育課で取り組んでいた三教科停止指令のための資料ではないかと思われる。教育課は何度か総司令部から検討不足を理由に書き直しを命ぜられ、戦争中の修身、歴史、地理の初等中等学校で使用された教科書を詳細に調査した。その調査結果のみが指令と共に一般には公表されたが、詳細な資料の方は特に公開されていなかった。このときの資料と検討に付された教科書が教育課から文部省に渡され、この委員会で報告されたものであろう。

この調査の結果を文部省がどのように受け止めたのかは、暫定国史教科書のその後の方向を考える上で、非常に興味のあるところである。なぜならば、教育課の調査では、戦時中の教科書を「満足 (satisfactory)」「不満足 (unsatisfactory)」「無害 (innocuous)」と3つに分類した中で、『初等科国史』上巻が「無害」と認定されているからである²⁰。ただし、この「報告」では詳しい内容の説明はない。

¹⁹ 注16参照。

²⁰ REPORT OF EDUCATION DIVISION 1-14 December 1945, SCAP.GHQ CIE, Education Division. The Japanese School System, Trainor Collection, Box No.34 国会図書館憲政資料室、Reel No.30.

次に各委員からの意見の記録がなされている。史料中の「現行教科書」とは戦時中の教科書を意味している。

「次に現行教科書をもととし、今後修正を加ふべき事項につき、逐一、各委員より具体的なる意見が述べられた、大要左の如し

- 一、歴史学と倫理学を区別し、神話は、神話として取扱ふこと
- 二、教科書を簡略化し、筋の一貫せるものにする
- 三、現行教科書（特に初等科国史、高等科国史）に見られる美辞麗句を除き、各章節とも、新なる構想によつて編集すべきこと
- 四、軍国主義的、国家意識の許に從來取扱はれたる「防人」「大宰府」「八幡船」その他の事項は適宜に縮^(ママ)少すること
- 五、某々役、乱、征伐等の戦争に関する記事は、在来余りに多過ぎた嫌あるを以て、之等は、今後思ひ切つて少なくすること」

ここでは、これまでの歴史教育に対する批判がなされている。批判は二つに分けられる。一つは戦時中に歴史教科書に加えられた要素への批判である。「三」と「四」がこれに該当する。『初等科国史』はそれまでの教科書記述を一変させ、児童の感性に訴える読みを重視した表現を用いていた。また新しい教材または新しく意味を付与した教材を多用した。例えば「八幡船」とは、倭寇に琉球王国の交易を加えた概念として教材化し、従来の海賊的な印象を「東亜」各地に雄飛する勇敢な日本人の姿を表わすものへの転換を図っていた²¹。もう一つは、戦前の歴史教育一般に対する批判である。教科書の簡略化と戦争記述の削減に加えて、神話の扱いが述べられている。「一」にある「歴史学と倫理学を区別し、神話は、神話として取扱ふこと」という批判は、それまでの歴史教育の転換を促す重要な指摘である。しかし、その意味には幅がある。神話を史実としてではなく、神話として取り扱うべきという主張は、そのまま歴史教科書に記載することへの批判となるとは限らない。実際に作成された暫定初等科国史の草案では、占領軍の書き直しの指示があつたにもかかわらず、「神話として取扱」った神話を掲載し続けた。

3-2. 第2回専門委員会（1946年1月15日）

出席者は今井登志喜、肥後和男、山中謙二、尾佐竹猛、板沢武雄の5名であった。

²¹ 「八幡船」などの戦時中の「大東亜」建設に関わる教材については、茨木智志「大日本帝国の東アジア史教育—国民学校教科書『初等科国史』の考察を通して—」（加藤章編著『越境する歴史教育—国境を越えて、世代を越えて—』教育史料出版、2004年）を参照されたい。

有光次郎日記では「歴史教科書打合 PM1・30²²」と記録されている。まずは外国史について検討が行なわれている。なお外国史については、これ以外に記録がない。

「外国史の修正につき、各委員の意見を求め、^(ママ)右の事項を決議す

一、「古代西南アシヤ」を現行教科書にありては、東洋史にて取扱つてゐるも、
今後は、西洋史の部にて取扱ふこと、

二、中等学校に於ては、西洋史の年代を表す場合は西^(ママ)歴を用ひ、東洋史に

於ても、便利な場合は西^(ママ)歴を用ふるも差支ないこと」

ここでいう「現行教科書」とは『中等歴史一²³』を指す。戦争中の中等学校の歴史教育は「東亜及世界」「皇国（維新前）」「皇国（維新後）」で構成され、この中の「東亜及世界」を国定教科書『中等歴史一』で学習することとされた。『中等歴史一』は東洋史（「前編」）と西洋史（「後編」）で構成された外国史教科書であった。「前編」では「大東亜建設の使命」を理解するための「皇国以外の大東亜の歴史」が記述された。皇国史観に基づいた記述が紙面を覆いながらも、従来の東洋史教科書に比べると、アジアの諸民族の活動を生き生きと描写している点は興味深い。

その中で歴史的な「大東亜」の範囲をアジア大陸全体に及ぼし、従来は西洋史で扱っていた「古代東方諸国」（古代オリエント）を「古代の西南アジア」という名称で、古代中国、古代インドとともに「古代のアジア」の一部とした。これを西洋史に戻すことを「決議」している。暫定外国史教科書では、これに従い、「古代の西南アジア」は西洋史に移された。ここでの戦前の外国史教育への批判は、西南アジア地域への戦時中の認識を問うようなものではなく、単に西洋史を旧に戻すことのみであった。このことは、戦時中の『中等歴史一』では、西南アジアが、その後の「トルコ民族の活躍、回教文化の興隆等、輝かしい歴史の跡をとどめてゐる」（「序説」）ことを強調していたが、移動したのは古代のみであったことから分かる。

年号については、戦時中の『中等歴史一』において東洋史で神武紀元（皇紀）を使い、西洋史で神武紀元と西暦を併記して使っていたことの変更である。それ以前は東洋史、西洋史ともに西暦を基本として、東洋史の場合、近代史において日本の元号または民国紀元が併記されることがあるというものであった。なお戦時中の国史教科書は元号と神武紀元の併記を使用していた。皇国史観に則って、外国史を国

²² 有光次郎・前掲『有光次郎日記』、860頁。

²³ 文部省『中等歴史一』中等学校教科書株式会社、1944年。『中等歴史一』は中等外国史を扱った戦前唯一の国定教科書であった。

史の年号のもとで教えていた戦時教育への反省に基づいて、外国史を国史から切り離したものである。

以上の二点は、外国史教育の戦時から平時への転換に位置づけられる。2月の「暫定歴史教科書編纂方針大綱」では戦時からの脱却をさらに進める方針を定め、外国史の暫定教科書はこれに沿って作成された。ただし外国史教育への根本的な検討は行なわれていない。

次いで国史教科書について検討が行なわれている。

「次に国民学校、中等学校の国史教科書の教授内容につき、予め用意せる、章節の題名を中心に意見を求む」

提出された「章節の題名」も出された「意見」も詳細は不明である。ただし、いわゆる教科書の目次が提出されたのではないかという推測は可能である。戦時中の国定歴史教科書では「一」「二」などの番号に下に「(一)」「(二)」などの番号を使用して教科書を記述しており、これを「章」「節」と教師用書では称していた²⁴。

また片上氏が紹介している²⁵ように、この日の委員会については1月13日の時点で毎日新聞が「天孫降臨を抹殺／神武即位から授業／暫定国史脱稿編纂急ぐ委員会」という見出しで「暫定国史教科書の原稿は殆ど脱稿したので15日 文部省に編纂委員今井登志喜、龍肅、山中謙二氏等が集まり原稿につき編纂方針を決定することになった」と報道していた。報道では「原稿」と「編纂方針」という2つの言葉が並んでいる²⁶。「報告」での記述から見れば、原稿の前の段階であったようであるが、詳細は不明である。

3-3. 第3回専門委員会（1946年1月25日）

出席者は今井登志喜、板沢武雄、山中謙二、龍肅、和田清の5名である。有光次郎日記では「歴史教科書打合せ PM1・30²⁷」と記録されている。この回の委員会での記録は次のものだけである。

「暫定初等科国史上、下、暫定中等歴史二、三の原案の審議を行ひ各委員より有意義なる意見を得た、即ち、原始文化の問題、神話の問題、大陸との関係等々」

²⁴ なお、それ以前の初等国定歴史教科書では一連の漢数字の番号を付して「課」と称していた

²⁵ 片上宗二・前掲『日本社会科成立史研究』、318頁。

²⁶ これについて片上氏は、先に教科書を書き直させて、「既成事実」を作ったうえで、方針を決めてCIEに提出するという逆立ちした形での作業進行であったことを指摘している（同上書、318～319頁）。

²⁷ 有光次郎・前掲『有光次郎日記』、862頁。

「原案」という言葉は、戦前の教科書行政の文脈から見れば、文部省で編纂し、諮問機関に提出する国定教科書の原稿を指すものである。「原案」を諮問機関で「可決」し、文部大臣に答申したときが原稿の完成とされたらしく、この時点で新聞発表されるのが通常であった²⁸。そうであるならば、この日に暫定教科書の原稿（草稿）が提出されたことになる。

「暫定初等科国史上、下」とは、国民学校初等科 5・6 年用の国史教科書『初等科国史²⁹』上下巻の暫定教科書を指し、「暫定中等歴史二、三」とは、中等学校用の国史教科書『中等歴史二³⁰』と『中等歴史三³¹』の暫定教科書を指すものと思われる³²。「暫定初等科国史」でいえば、「下」の原稿は残されていないため、どのような形式のものが、ここに提出されたのかは断定できない。

また、ここでは「審議」という言葉が使用されている。教科用図書委員会官制の規定では「調査」が専門委員の任務であったことを考えると、歴史科専門委員会の役割を、当の委員会や文部省で、実際にはどのように認識していたのかが窺える³³。

意見として出された「原始文化の問題、神話の問題、大陸との関係等々」がどのようなものであったのかが興味あるところである。「神話の問題」はその後、暫定初等科国史への書き換え要求の最重要項目となった問題である。また「大陸との関係」は「神功皇后の三韓征伐」の取り扱いなどが話題になったものと思われる。

3-4. 第4回専門委員会（1946年1月29日）

出席者は今井登志喜、龍肅、山中謙二、土屋喬雄の4名であった。有光次郎日記では「国史 PM1³⁴」と記録されている。前回の続きが行なわれている。

「前回の会議に於ける修正意見を参照、新たに作成せる原案につき、再び審議を行ふ一方、前回の議案の続稿に当る部分の審議を進めた、上代に於ける年代の喰違（神武天皇以後略六百年間）の問題は児童生徒をして疑を抱かしめざる様、教師の指導書に於いて十分に説明されたしとの意見

²⁸ 『自昭16年5月至昭18年5月 教科用図書調査会書類綴』国立公文書館、請求番号 1-3A-032-07・昭59文部-02545-100。

²⁹ 文部省『初等科国史』上下巻（1943年発行、1944年修正発行）。『初等科国史』に関連する書誌学的な検討については、茨木智志「国民学校初等科の国民科国史教科書『初等科国史』に対する基礎的考察」（『歴史教育史研究』第1号、2003年）を参照。

³⁰ 文部省『中等歴史二』中等学校教科書株式会社、1944年。

³¹ 文部省『中等歴史三』中等学校教科書株式会社、1944年。

³² なお実際に発行された『暫定中等歴史二』は『中等歴史一』の後半の西洋史の教科書の名称となる（文部省『暫定中等歴史二』中等学校教科書株式会社、1946年）。

³³ 注16参照。

³⁴ 有光次郎・前掲『有光次郎日記』、863頁。

があつた」

後半部分の発言の記録は、歴史科専門委員会の保守的な性格を示す記録と見なされている。一部の意見の形で記録されているが、この意見の発言者が誰であるのか不明である。

片上氏は、この第4回委員会で「暫定歴史教科書編纂方針大綱」の原案を作成し、図書監修官が若干の手直しをしてとりまとめたと判断している³⁵。確かにその可能性はあるが、「原案」の意味は、上述したようにさらに検討をする必要がある。第1回のところで触れたように、「司令部にて削除並に修正を示唆して返却し来たる」(第1回委員会)教科書をもとに、第1回委員会で意見として出された「今後修正を加ふべき事項」と第2回での「教授内容」への意見を加味して、削除修正を施したと考えれば、第3回で教科書の原稿の書きあがった分を提出し、この第4回で、前回の修正と続きの原稿の提出をすることは不可能ではない。この「報告」の文面からは、このように考えられる。しかし断定するだけの材料を現時点では見出しえていない。そのため可能性として指摘するに留める。

まとめ

本稿では歴史科専門委員会に関する史料と回想、先行研究を整理した上で、「歴史科専門委員会報告」に記述された内容に対する再検討を行なった。特に今回新たに提起した事項は以下の通りである。

第一に、CIE教育課が行なった戦時教科書への調査結果が、文部省の暫定国史教科書作成に楽観的な見通しを持たせた可能性があること。

第二に、4回までの歴史科専門委員会の中で暫定国史教科書の原稿「審査」が進められていたこと。

これらは他の史料に対する精査を待って確認していくべきものであろう。

いずれにせよ、1946年度に向けた暫定教科書の作成が文部省の手により急速度で進められていた状況を示している。ただし皇国史観から抜けきれない守旧的な考え方が史料に散見されるように、結局ここで「審議」された暫定国史教科書は占領軍の許可を得ることに失敗し、文部省の〈教科書改訂〉の構想は国史教育という重要な部分で頓挫することになった。そのため国史教育は根本的な反省を迫られることとなった。一方で、同様に歴史科専門委員会で方針が検討された外国史教育については、その後、占領軍の許可を得ることに成功し、根本的な検討に迫られることなく、暫定教科書が発行されることになる。

³⁵ 片上宗二・前掲『日本社会科成立史研究』、190頁。

史料：「歴史科専門委員会報告」

凡例

- ・所蔵は、国立教育政策研究所附属図書館『戦後教育資料』Ⅱ－124 である。
- ・文部省の用紙にタイプ印刷4頁。
- ・原文の縦書きを横書きにし、漢字は新字体に直した。

「 歴史科専門委員会報告

専門委員 氏名 (十名)

今井登志喜 和田 清 原田淑人
龍 肅 山中謙二 板沢武雄
肥後和男 土屋喬雄 尾佐竹猛

○第一回専門委員会 (昭和二十年十二月二十六日)

出席委員 板沢、肥後、龍、和田、山中
(五名)

文部省に於て終戦後新たに取決たる「国史教育の新方針」の説明が行はれ、終戦により、今後、新制教科書編纂の必要、而して、昭和二十一年四月新学期より使用せしむる歴史科の暫定教科書を応急に作成すべき事情の説明があり次に過般マ司令部に提出中の教科書、該司令部にて削除並に修正を示唆して返却し来たるものにつき報告を行ふ

次に現行教科書をもととし、今後修正を加ふべき事項につき、逐一、各委員より具体的なる意見が述べられた、大要左の如し

- 一、歴史学と倫理学を区別し、神話は、神話として取扱ふこと
- 二、教科書を簡略化し、筋の一貫せるものにする
- 三、現行教科書（特に初等科国史、高等科国史）に見られる美辞麗句を除き、各章節とも、新なる構想によつて編集すべきこと
- 四、軍国主義的、国家意識の許に從來取扱はれたる「防人」「大宰府」「八幡船」その他の事項は適宜に縮少する
- 五、某々役、乱、征伐等の戦争に関する記事は、在来余りに多過ぎた嫌あるを以て、之等は、今後思ひ切つて少なくすること

○第二回専門委員会（昭和二十一年一月十五日）

出席委員 今井、肥後、山中、尾佐竹、板沢
（五名）

外国史の修正につき、各委員の意見を求め、^(ママ)右の事項を決議す

一、「古代西南アジア」を現行教科書にありては、東洋史にて取扱
つてゐるも、今後は、西洋史の部にて取扱ふこと、

二、中等学校に於ては、西洋史の年代を表す場合は西^(ママ)歴を用ひ、東

洋史に於ても、便利な場合は西^(ママ)歴を用ふるも差支ないこと

次に国民学校、中等学校の国史教科書の教授内容につき、予め用意
せる、章節の題名を中心に意見を求む

○第三回専門委員会（昭和二十一年一月二十五日）

出席委員 今井、板沢、山中、龍、和田（五名）

暫定初等科国史上、下、暫定中等歴史二、三の原案の審議を行
ひ各委員より有意義なる意見を得た、即ち、原始文化の問題、神
話の問題、大陸との関係等々

○第四回専門委員会（昭和二十一年一月二十九日）

出席委員 今井、龍、山中、土屋（四名）

前回の会議に於ける修正意見を参照、新たに作成せる原案につき、再
び審議を行ふ一方、前回の議案の続稿に当る部分の審議を進めた、
上代に於ける年代の喰違（神武天皇以後略六百年間）の問題は児童
生徒をして疑を抱かしめざる様、教師の指導書に於いて十分に説明
されたしとの意見があつた」